

ひまわり基金弁護士への道

就職活動

就職

就職

公設事務所弁護士養成事務所

新人弁護士を採用して、一定期間(概ね1~2年程度)実務経験を積ませて過疎地に派遣する事務所です。
現在の公設事務所弁護士のうち、約7割が公設事務所弁護士養成事務所の出身です。

一般事務所

現在の公設事務所弁護士のうち、約3割が一般事務所出身です。

移籍

公設事務所弁護士養成事務所に就職すると・・・

- ・日弁連が毎月主催する定期研修会に参加できます。会場となる東京・大阪以外の事務所から参加する場合、交通費も日弁連から支給されます。
- ・1人1回に限り、**全ての**公設事務所見学のための交通費・宿泊費(上限:2泊3日分)を日弁連が援助します。 **要申請・審査**
- ・**引継応募者募集中**の公設事務所の見学に行った場合は、養成事務所所属・一般事務所所属に関わらず、1人3回まで、(上限:1泊2日)の交通費・宿泊費の一部又は全額を日弁連が援助する制度も別途あります。

応募・選定

応募・選定

ひまわり弁護士として赴任(任期2~3年・延長も可能)

- ・赴任の際に、日弁連から 上限500万円までの開設費用 事務所の敷金・仲介手数料等の援助が受けられるほか 運営費用として年間720万円の所得保障を受けられる制度があります。 **いずれも要申請・審査**
- ・日弁連、地元弁護士会、弁護士会連合会の代表者からなる支援委員会からの支援のほか、ML上でも他の公設事務所弁護士やOBなどからアドバイスが受けられます。所属していた養成事務所も支援します。

そのまま現地に定着

網走, 室蘭, 中標津, 五所川原, 横手, 北上, 登米, 都留, 鹿嶋, 銚子, 上越, 淡路島, 園部, 山城, 宮津, 京丹後, たつの, 亀岡, 鳥取, 倉吉, 浜田, 大洲, 阿南, 美馬, 平戸, 島原, 人吉・球磨, 玉名, 石垣など

養成事務所に戻る

現地定着はせずに別の場所で独立

別のひまわり基金法律事務所等への赴任など

別の一般事務所に就職